北本市第七期障害福祉計画及び 第三期障害児福祉計画について (概要)



国の障害者福祉制度推進の動向

年月	事項		
平成 30 年3月	障害者基本計画(第4次)策定		
平成 30 年6月	「障害者文化芸術推進法」の施行		
令和元年6月	「読書バリアフリー法」の施行 「障害者雇用促進法」の一部改正		
令和2年6月	「社会福祉法」等の一部改正(重層的支援体制整備事業の創設など) 「バリアフリー法」の一部改正		
令和3年5月	「障害者差別解消法」の一部改正(未施行) (事業者による合理的配慮の義務化など)		
令和3年9月	「医療的ケア児支援法」の施行		
令和4年12月	「障害者総合支援法」「児童福祉法」「障害者雇用促進法」「精神保健福祉法」「難病法」等の一部改正 (令和6年4月1日施行ほか)		
令和5年3月	障害者基本計画(第5次)策定		



計画の位置づけ・計画期間

■計画の位置づけ

市町村にて定める障害者福祉に関する計画は、以下の3つの計画があります。

今回策定の「北本市第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画」は、②障害福祉計画、③障害児福祉計画にあたります。

計画名	計画期間	根拠法	概要
① 障害者計画	10年	障害者基本法 第 11 条第3項	●市の障害者施策に関する基本的な事項を定める計画
②障害福祉計画	3年	障害者総合支援法 第88条第1項	●市の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要量の見込み及び 提供体制の確保に関して定める計画
③障害児福祉計画	3年	児童福祉法 第 33 条の 20 第1 項	●市の障害児通所支援及び障害児相談支援の必要量の見込み及び提供体制の確保 などに関して定める計画

■計画の期間

本計画の計画期間は、全和6年度から8年度の3か年です。



「「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等 の円滑な実施を確保するための 基本的な指針」改正後 概要(案)」 社会保障審議会障害者部会 第135回(R5.2.27) 資料1

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の 円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要(案)

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年4月末~5月半ば頃に告示予定。 計画期間は令和6年4月~令和9年3月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)

- ー 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- = 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成 に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通 所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業 所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における 研修等の充実

1



「「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等 の円滑な実施を確保するための 基本的な指針」改正後 概要(案)」 社会保障審議会障害者部会 第 135 回(R5.2.27) 資料1

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る 記載の追記

4 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

9障害福祉サービスの質の確保

・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイド ライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数 等を活動指標に追加

<u> ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の</u> 策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把 握の推進

②障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進 に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援 センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他:地方分権提案に対する対応

- 計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化



「「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等 の円滑な実施を確保するための 基本的な指針」改正後 概要(案)」 社会保障審議会障害者部会 第135回(R5.2.27) 資料1

4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数:令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数:令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率:3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること 【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係 機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用 して推進【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・就労定着支援事業の利用者数:令和3年度末実績の1.41倍 以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割 以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置:各市町村又は各圏域に1か 所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の (インクルージョン)推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を 策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、 難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等:各市町 村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの 移行調整に係る協議の場を設置 【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤 の開発・改善等 【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制 の構築

・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築



「「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等 の円滑な実施を確保するための 基本的な指針」改正後 概要(案)」 社会保障審議会障害者部会 第 135 回(R5.2.27) 資料1

5. 活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等 (都道府県・市町村) ○ 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 同行援護の利用者数、利用時間数※ ○ 行動援護の利用者数、利用時間数※ ○ 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数※ ※個々のサービスとしての指標は初めて ○ 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数、利用日数 【新設】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数○ 就労定着支援の利用者数 ○ 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数 ○ 自立生活援助の利用者数 ○共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加 ○ 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○ 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者の一一ズ・環境の確認

(都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごと
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練(生活訓練) 【新設】

(都道府県)

○ 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

○ 地域牛活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における 機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

5発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発 の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 (都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数
- 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新設】

⑦相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置 (新設)
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善 【新設】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 (市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施す る研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自 治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

(都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導 監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数 (都道府県)
- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み 【新設】
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン 等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み【新設】

4